



発委第4号

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する  
条例の一部を改正する条例について

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部  
を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年12月19日提出

提 出 者

長久手市議会議会運営委員会委員長 なかじま和代

説 明

この案を提出するのは、議員の期末手当の支給割合の改定に関し、長久手市  
議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する  
ため必要があるからである。



## 長久手市条例第 号

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

(長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和54年長久手町条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の167.5</u>を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の162.5</u>を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>

第2条 長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の165</u>を基準日</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の167.5</u>を基準日</p>

以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3～5 (略)	以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3～5 (略)
--	--

#### 附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年第4回長久手市議会定例会議事日程（第6号）

令和4年12月19日(月)午前10時開議

第1 諸般の報告

- 1 議案の提出について
- 2 議員派遣の結果について

第2 議案第69号令和4年度長久手市一般会計補正予算（第11号）  
（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、委員会付託）

第3 議案第54号から議案第69号まで  
（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）

第4 発委第4号長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について  
（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決）

予算決算委員会

議案番号            件 名

議案第69号        令和4年度長久手市一般会計補正予算（第11号）

令和4年12月12日

広報広聴協議会広聴部会長 加藤和男

### 議員派遣結果報告書

令和4年第3回長久手市議会定例会において議決された議員派遣について、下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 件名  
第10回長久手市議会議会報告会
- 2 目的  
長久手市商工会との意見交換
- 3 派遣場所  
長久手市商工会館
- 4 期日  
令和4年11月22日（火）  
午後7時から午後8時30分まで
- 5 派遣議員  
全議員
- 6 概要
  - (1) 参加者  
27人（議員18人、商工会会員9人）
  - (2) 意見交換テーマ
    - ア 市の補助金について
    - イ インボイス制度導入の影響について
    - ウ 市民まつり（ながくて秋まつり）への取り組みについて
    - エ 商工会館の老朽化について
    - オ ジブリパークやNHK大河ドラマ「どうする家康」への取り組みに関する市や観光交流協会との連携について
    - カ 新型コロナウイルス感染症や原油価格高騰の影響について
- 7 所感  
議会報告会については、昨年度はコロナ禍ということで中止になった。今年度もまだコロナ禍が続いており、また、市民の参加者が減少していることを鑑み、市内の団体との意見交換会とすることに決定した。

商工会会長からは、今回の議員との意見交換会では、いい意見交換が出来たので大変良かったとの意見を頂いた。今後も市内の団体等との意見交換会を進めていきたいと思う。

また、議会報告会の開催方法について、コロナ禍のような状況の時は、**ZOOM**等を利用したオンラインでの開催を、オンラインができない市民のことなども考慮しながら検討していく必要があると考える。



令和4年第4回長久手市議会定例会

陳 情 文 書 表

整理番号 及び 受理月日	所管委員会	件 名	陳 情 者	審 査 結 果
第6号 11月16日	議会運営 委員会	民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情書	長久手市 [REDACTED] [REDACTED]	



令和4年11月16日

長久手市議会議長 殿



陳情者

長久手市

民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情書

はじめに

現在、マスメディア等で政治家に対し、特定の宗教団体及びその関連団体との関係を断つよう求める論調が繰り返され、令和4年9月には富山市議会において「特定の宗教団体及びその関連団体との関係を一切断つ」という決議がなされ、同様の決議案が複数の地方議会に提起されています。しかし、それぞれのポリシーが尊重されるべき民間団体においてはともかく、全ての市民に対して中立・公平たるべき地方公共団体の機関である市長や市議会が特定の宗教及びその関連団体との関係を遮断することは、地域内の関連団体や信者らの憲法第19条の思想・良心の自由、憲法第20条1項の信教の自由に対する侵害となることはもちろん、憲法第16条で保障されている請願権の侵害となり、憲法第14条1項で保障されている法の下での平等に違反することになります。これらの基本的人権は、いずれも民主主義の根幹と立憲主義の基盤を形成するものであり、地方公共団体の機関である地方議会がこれらを侵害することは、わが国の民主主義と立憲主義を危うくするものであります。かかる見地に立ち、長久手市議会議長に対し、次のとおり陳情します。

陳情項目

- 1 長久手市及び長久手市議会において特定の宗教法人及びその関連団体（ただし、反社会的団体との法的根拠がある団体は除く）との関係を遮断する内容の宣言・決議をしないこと
- 2 長久手市及び長久手市議会において市議会議員を含む公人及び私人に対し、特定の宗教に対する信仰の有無を問うたり、その団体との関係を調査・質問したりしないこと

陳情理由

1 思想・良心の自由及び信教の自由について

(1) 憲法第19条は「思想・良心の自由は、これを侵してはならない。」と定め、同第20条1項前段は「信教の自由は何人に対してもこれを保障する。」としています。これらの権利は、世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化した国際人権規約（自由権規約）にも定められており、同規約第18条1項において、「すべての人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利には、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由並びに単独で又は他の者と共同して及び公に又は私的に、礼





令和5年 臨時会・第2回定例会会期日程(案)

月	日付	曜日	日程案①(会期23日間)	日程案②(会期29日間)
4月	30	日	現議員任期満了	
	1	月		
	2	火		
	3	水		
	4	木		
	5	金		
	6	土		
	7	日		
	8	月		
	9	火		
	10	水		
	11	木	10:00 臨時会	10:00 臨時会
	12	金	予備日	予備日
	13	土		
	14	日		
	15	月		
5月	16	火		
	17	水		
	18	木		
	19	金		10:00 正副二役打合せ
	20	土		
	21	日		
	22	月		10:00 議会運営委員会 13:30 議案説明
	23	火		
	24	水		
	25	木		
	26	金		
	27	土		
28	日			
29	月		通告受付	
30	火	10:00 正副二役打合せ	通告締切り	
31	水	10:00 議会運営委員会 13:30 議案説明		
6月	1	木		
	2	金		10:00 議会運営委員会
	3	土		
	4	日		
	5	月		
	6	火	通告受付	
	7	水	通告締切り	
	8	木		
	9	金		10:00 開会日
	10	土		
	11	日		
	12	月	10:00 議会運営委員会	10:00 質疑・委員会付託 散会后 予算決算委員会
13	火		休会日	
14	水		休会日	
15	木	10:00 開会日	9:30 常任委員会	
16	金	10:00 質疑・委員会付託 散会后 予算決算委員会	9:30 常任委員会	
17	土			
18	日			
19	月	9:30 常任委員会	9:30 常任委員会	
20	火	9:30 常任委員会	9:30 常任委員会	
21	水	9:30 常任委員会	予備日	
22	木	休会日	休会日	
23	金	9:30 常任委員会	予備日	
24	土			
25	日			
26	月	予備日	9:30 一般質問	
27	火	9:30 一般質問	9:30 一般質問	
28	水	9:30 一般質問	9:30 一般質問	
29	木	9:30 一般質問	予備日	
30	金	予備日	9:30 予算決算委員会	
7月	1	土		
	2	日		
	3	月	9:30 予算決算委員会	予備日
	4	火	予備日	休会日
	5	水	10:00 議会運営委員会	10:00 議会運営委員会
	6	木	休会日	休会日
	7	金	10:00 閉会日	10:00 閉会日

令和5年 第3回定例会会期日程(案)

月	日付	曜日	日程案①(会期29日間)	日程案②(会期31日間)
	15	金		
	16	土		
	17	日		
	18	月		
	19	火		
	20	水	10:00 正副二役打合せ	10:00 正副二役打合せ
	21	木	10:00 議会運営委員会 13:30 議案説明	10:00 議会運営委員会 13:30 議案説明
9月	22	金		
	23	土		
	24	日		
	25	月		
	26	火		
	27	水	通告受付	通告受付
	28	木	通告締切り	通告締切り
	29	金		
	30	土		
	1	日		
2	月			
3	火	10:00 議会運営委員会	10:00 議会運営委員会	
4	水			
5	木			
6	金			
7	土			
8	日			
9	月			
10	火	10:00 開会日	10:00 開会日	
11	水	10:00 質疑・委員会付託 散会后 予算決算委員会	10:00 質疑・委員会付託 散会后 予算決算委員会	
12	木	休会日	休会日	
13	金	休会日	休会日	
14	土			
15	日			
10月	16	月	9:30 常任委員会	9:30 常任委員会
	17	火	9:30 常任委員会	9:30 常任委員会
	18	水	9:30 常任委員会	9:30 常任委員会
	19	木	9:30 常任委員会	9:30 常任委員会
	20	金	予備日	予備日
	21	土		
	22	日		
	23	月	9:30 一般質問	予備日
	24	火	9:30 一般質問	休会日
	25	水	休会日	休会日
	26	木	休会日	休会日
	27	金	9:30 一般質問	9:30 一般質問
28	土			
29	日			
30	月	予備日	9:30 一般質問	
31	火	9:30 予算決算委員会	9:30 一般質問	
11月	1	水	予備日	予備日
	2	木	10:00 議会運営委員会	9:30 予算決算委員会
	3	金		
	4	土		
	5	日		
	6	月	休会日	予備日
	7	火	10:00 閉会日	10:00 議会運営委員会
	8	水		休会日
	9	木		10:00 閉会日
	10	金		

令和5年 第4回定例会会期日程(案)

月	日付	曜日	日程案①(会期22日間)	日程案②(会期23日間)
11月	8	水		
	9	木		
	10	金		
	11	土		
	12	日		
	13	月	9:00 正副二役打合せ	
	14	火		
	15	水		
	16	木	10:00 議会運営委員会 13:30 議案説明	9:00 正副二役打合せ
	17	金		10:00 議会運営委員会 13:30 議案説明
	18	土		
	19	日		
	20	月		
21	火	通告受付		
22	水	通告締切り	通告受付	
23	木			
24	金		通告締切り	
25	土			
26	日			
27	月			
28	火	10:00 議会運営委員会	10:00 議会運営委員会	
29	水			
30	木	10:00 開会日	10:00 開会日	
12月	1	金	10:00 質疑・委員会付託 散会后 予算決算委員会	10:00 質疑・委員会付託 散会后 予算決算委員会
	2	土		
	3	日		
	4	月	9:30 常任委員会	9:30 常任委員会
	5	火	9:30 常任委員会	9:30 常任委員会
	6	水	9:30 常任委員会	9:30 常任委員会
	7	木	9:30 常任委員会	9:30 常任委員会
	8	金	予備日	予備日
	9	土		
	10	日		
	11	月	9:30 一般質問	予備日
	12	火	9:30 一般質問	9:30 一般質問
13	水	9:30 一般質問	9:30 一般質問	
14	木	予備日	9:30 一般質問	
15	金	9:30 予算決算委員会	予備日	
16	土			
17	日			
18	月	予備日	9:30 予算決算委員会	
19	火	10:00 議会運営委員会	予備日	
20	水	休会日	10:00 議会運営委員会	
21	木	10:00 閉会日	休会日	
22	金		10:00 閉会日	

令和6年 第1回定例会会期日程(案)

月	日付	曜日	日程案①(会期27日間)	日程案②(会期30日間)
11月	1	木		
	2	金		
	3	土		
	4	日		
	5	月	10:00 正副二役打合せ	10:00 正副二役打合せ
	6	火	10:00 議会運営委員会 13:30 議案説明	10:00 議会運営委員会 13:30 議案説明
	7	水		
	8	木		
	9	金		
	10	土		
	11	日		
	12	月		
	12月	13	火	通告受付
14		水	通告締切り	通告締切り
15		木		
16		金		
17		土		
18		日		
19		月	10:00 議会運営委員会	10:00 議会運営委員会
20		火		
21		水	10:00 開会日	10:00 開会日
22		木	10:00 質疑・委員会付託 散会后 予算決算委員会	10:00 質疑・委員会付託 散会后 予算決算委員会
23		金		
24		土		
25		日		
26	月	9:30 常任委員会	9:30 常任委員会	
27	火	9:30 常任委員会	9:30 常任委員会	
28	水	9:30 常任委員会	9:30 常任委員会	
29	木	9:30 常任委員会	9:30 常任委員会	
1月	1	金	予備日	予備日
	2	土		
	3	日		
	4	月	9:30 一般質問	予備日
	5	火	9:30 一般質問	9:30 一般質問
	6	水	休会日	休会日
	7	木	9:30 一般質問	9:30 一般質問
	8	金	予備日	9:30 一般質問
	9	土		
	10	日		
	11	月	9:30 予算決算委員会	予備日
	12	火	休会日	休会日
	13	水	予備日	9:30 予算決算委員会
	14	木	10:00 議会運営委員会	予備日
15	金	休会日	10:00 議会運営委員会	
16	土			
17	日			
18	月	10:00 閉会日	休会日	
19	火		休会日	
20	水			
21	木		10:00 閉会日	
22	金			

## (案)

長久手市議会申合せ事項及び運営上の先例集

P12 第9章 請願・陳情

### 4 個人情報の取扱い

請願・陳情の文書に記載された提出者の個人情報（住所・氏名）は、以下のとおり取り扱うこととする。

- (1) 審査には個人情報が記載された文書の写しを使用する。傍聴者への資料配付及び市議会ホームページ、議会だより等への公開は、個人情報が見えないように加工して行う。団体名は、全て公開する。併せて提出された署名簿等については、全て非公開とする。
- (2) 本会議や委員会で請願・陳情を読み上げる際は、提出者（代表者）の住所は町名まで、氏名は名字までとする。団体名はそのまま読み上げる。署名簿等は署名者の総数のみを読み上げる。

(案)

## オンライン委員会開催時の申合せ

長久手市議会委員会に関する条例第12条の2出席の特例につき、オンライン会議システムを活用した会議の方法その他必要な事項を次のとおり別に定める。

- 1 安定した通信環境を確保すること及び音声認識システムの効果を最大限発揮できるよう音声発信機器の使用に努めるものとする。
- 2 会議前までに使用機器やアプリケーションのアップデート、再起動等、機器整備及び機器操作の習熟に努めるものとする。また、急な停電や災害有事に備え、使用機器の充電や予備電源を確保する。また、原則として会議の開議予定時刻の15分前までに、長久手市議会事務局との通信環境を確認するものとする。
- 3 議案や請願等の採決を行う予定がある場合には、開議前に moreNOTE 及び Zoom 双方を起動しておかなければならない。
- 4 委員長の議事整理権及び秩序保持権に係る委員会条例第8条及び第9条の規定は、オンライン会議システムを活用した会議においても適用されるものとする。
- 5 会議進行時（特に表決時）に通信環境や使用機器の不具合等により、オンライン委員会の出席が明確でないときは、委員長は休憩し、復旧を待って会議を再開することを基本とする。ただし、速やかな復旧ができないときは、会議に諮って議事を進めることができるものとする。この場合においては、他の委員又はオンライン参加委員に発言を行わせるものとし、オンライン参加委員の通信環境が改善された場合には、改めて発言を行わせるものとする。
- 6 オンライン委員会時の表決は、原則として、挙手による表決とする。
- 7 会議室出席時と同様に、出席委員がはっきりと認識できるようにして出席しなければならない。



- 8 オンライン出席委員が離席、早退するときは、オンライン会議システム上で音声または Zoom チャット機能によって、議事進行を務める者にその旨を明らかにしなければならない。
- 9 バーチャル背景等、映像の加工機能を使用するときは、あらかじめ委員長 の許可を得なければならない。
- 10 表決結果の宣告は、全員賛成・賛成多数等の結果の宣告のみとする。
- 11 委員長はできる限り招集場所とした会議室での出席を基本とするが、委員長がオンライン会議システムにより会議に出席するときは、副委員長は招集場所とした会議室での出席に努めるものとする。
- 12 上記各項については、やむを得ない事情等により、あらかじめ議長または委員長 の許可を得た場合はこの限りでない。

(案)

長久手市議会インターネット配信業務運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長久手市議会のインターネットに配信(以下「インターネット配信」という。)の方法及び内容等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(インターネット配信する会議)

第2条 インターネット配信の対象とする会議は、本会議及び委員会とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、配信しない。

- (1) 地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第115条第1項の規定により秘密会が開かれたとき。
- (2) その他議長が特別の理由があると認めたとき。

(配信の方法)

第3条 映像の配信方法は、インターネットにより配信する。

(映像の種類)

第4条 配信する映像の種類は、本会議は生中継及び録画配信、委員会は生中継のみとする。

(映像の配信)

第5条 議会中継の配信日は、次のとおりとする。

- (1) 生中継は、前条の会議開会日の開会から閉会までとする。
- (2) 録画配信は、**本会議のあった日の〇営業日**から配信する。
- (3) 録画映像を配信する期間は、該当年及びその前年4年間配信する。

なお、令和3年第2回定例会から録画映像配信システムの切替えのため、令和5年までは適用しない。

(映像等の内容)

第6条 映像等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生中継にあつては、会議の映像及び音声を生放送する。ただし、議長又は委員長が放映を適当でないと認めたときは、放映を中止又は停止することができる。
- (2) 録画放映にあつては、生中継の録画を放映する。ただし、取消し又は訂正となった発言、個人情報等の特段の事情がある場合は、映像及び音声内容の一部を編集し放映するものとする。

(録画映像の検索)

第7条 インターネットにより配信する録画中継は、次に掲げる方法により検索することができる。

(1) 会議名検索

(2) 発言者検索

(3) 会派検索

(4) フリーワード検索

(インターネット配信の著作権等)

第8条 インターネット配信による映像情報の著作権は、長久手市議会に帰属するものとし、その旨をホームページに明示する。

(映像の位置付け)

第9条 インターネット配信による映像情報は、地方自治法及び長久手市議会会議規則（昭和48年5月11日議会規則第1号）に定める会議録ではない旨をホームページに明示する。

(録画映像の改ざん防止)

第10条 録画映像の配信は、コピーガード機能を有するストリーミング配信とし、内容が改ざんされる恐れがないよう措置を講ずる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、インターネット配信の方法、内容及び編集に関して変更の必要が生じたときは、議会運営委員会において協議する。

議案等資料の公開（配付）時期

資料	公開	moreNOTE	desknet'sNEO	オンライン傍聴対応 (ホームページ)	
議案類	議案		提出する議運当日 開始1時間半前(8:30)	-	提出する議運当日 開始と同時に(10:00) 市HP更新 市議会HPにリンク貼る (↑従前通り議会日程のページ) ※執行部と調整要
	議案の概要	×	提出する議運当日 開始1時間半前(8:30)	提出する議運当日 開始と同時に(10:00)に 回覧レポート	-
	請願		2回目の議運当日 開始1時間半前(8:30)	-	本会議・委員会 各前日 17:15までに市議会HPへ *個人情報を消す
	陳情				委員会 前日 17:15までに市議会HPへ *個人情報を消す
	意見書案		議員発のもの →提出する議運当日 開始1時間半前(8:30) 請願採択から切り替わるもの →上程する本会議当日 開始1時間半前(8:30)	議員発のもの - 請願採択から切り替わるもの →上程する本会議当日 開始1時間半(8:30) 回覧レポート	議員発のもの →本会議・委員会 各前日 17:15までに市議会HPへ 請願採択から切り替わるもの -
	諸般の報告 (定例監査結果など)	×	1回目の議運当日 開始1時間半前(8:30)	1回目の議運当日 開始と同時に(10:00)に 回覧レポート	-
一般質問通告書		2回目の議運当日 開始1時間半前(8:30)	通告受付後、順次「文書管 理」にアップ(従前通り)	2回目議運で確定後、 市議会HPへ (従前通り議会日程のページ)	
本会議 当日配付資料	議事日程		当日 開始1時間半前 (8:30または8:00)	-	前日 17:15までに 市議会HPへ
	諸般の報告 (説明員一覧など)				
	付託表				
	一般質問の補助資料				
委員会資料	審査順		2日前～前日17:15まで	-	2日前～前日 17:15までに 市議会HPへ
	執行部からの補助資料ほか				
全員打合せ会	説明資料	×	当日 開始1時間半前 (開始時間不明の場合は 8:30)	moreNOTEと同じタイミングで 回覧レポート	-

↑「市議会HP」  
オンライン傍聴用資料ページ  
を作成